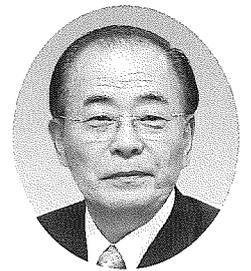


# 栃木市・岩舟町 社会福祉協議会合併特集号

平成25年12月26日

発行 栃木市社会福祉協議会 岩舟町社会福祉協議会  
編集 郵便番号 328-0027 栃木市今泉町2丁目1番40号  
栃木市・岩舟町社会福祉協議会合併協議会  
電話 22-4457

## 合併にあたって



栃木市社会福祉協議会

会長 小林 一成

市民の皆様方におかれましては、日頃より栃木市社会福祉協議会に對しまして格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、栃木市社会福祉協議会におきましても、行政の合併に合わせて岩舟町社会福祉協議会と合併することになりました。

ここ数年、福祉を取り巻く制度が目まぐるしく変わる中、少子高齢化も進み、社会に対する不安が広がっています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命とする団体であるという共通認識の下に、新たな地域福祉の構築に努めていかなければならないと考えております。

合併後は、更なる住民主体の地域福祉の充実、住民活動の活性化を図り、安心して暮らすことのできる、住民ひとり一人が合併してよかったと思えるような、福祉のまちづくりを進めて参ります。

引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。挨拶いたします。



岩舟町社会福祉協議会

会長 海老沼 一利

この度、市町行政の合併に合わせて栃木市社会福祉協議会と合併することとなり、さる七月二十九日合併調印式が行われました。

岩舟町社会福祉協議会は、昭和四十三年法人化以降、住民のご支援はもとより、先人の努力により自主事業や受託事業を中心として地域福祉を推進してまいりました。

社会を取り巻く状況は、少子高齢化に拍車がかかりさまざまな課題に取り組んでいかなければなりません。

これらの状況の中で、福祉を必要としている人に住民の福祉活動を活性化させながら、そのサービスを提供するという社会福祉協議会の大きな使命があります。

合併後においても、スケールメリットを活かしながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の充実という大きな目標に向かって邁進していく考えです。

引き続き、ご指導ご支援をお願い申しあげまして、挨拶いたします。



## 社会福祉協議会合併契約書調印式

平成25年7月29日（月）栃木保健福祉センター大会議室において、栃木市社会福祉協議会と岩舟町社会福祉協議会による合併契約書調印式を行いました。

社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により市町の合併に伴い、一つになることが定められています。

両社協は、栃木市・岩舟町社会福祉協議会合併協議会を開催し、協定項目の調整を行い、今後は、合併公告等の事務手続きを経て、平成26年4月7日（月）に合併し、新しい社協に生まれ変わります。

## (協定項目一覧)

16の協定項目を締結いたしました。

- 1 合併の方式については、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会を解散し、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に編入する編入合併方式とします。
- 2 合併の期日については、平成26年4月7日とします。
- 3 合併後の社会福祉協議会の名称については、合併後の市の名称を使用します。
- 4 事務所の位置については、主たる事務所を現在の栃木市社会福祉協議会本所に、従たる事務所を新たに現在の岩舟町社会福祉協議会に置きます。
- 5 財産及び債務の取扱いについては、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会の財産及び債務を全て社会福祉法人栃木市社会福祉協議会が引継ぎ、基本財産については、8,000,000円とします。  
また、福祉基金については、岩舟町の人口（住民基本台帳平成25年12月31日現在による。）に、1,300円を乗じた額を持ち寄るものとし、それを上回る額の福祉基金については、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会の地域限定の福祉基金として、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に引継ぐものとします。
- 6 定款記載事項については、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会定款を基本とし、各事務事業の調整内容等を踏まえ、法人社協モデル定款に基づき、必要な改正を行います。
- 7 理事の定数は15名とし、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会13名、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会2名とします。  
監事の定数は2名とし、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会の監事をもって充てます。  
評議員の定数は33名とし、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会28名、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会5名とします。  
役員及び評議員の任期については、2年とします。  
ただし、合併により増員された理事、評議員の任期については、合併前の社会福祉法人栃木市社会福祉協議会の理事及び評議員の任期と同じとします。
- 8 事務局機構、組織体制については、岩舟支所を新たに置き、本所を1か所、支所を5か所とし、岩舟支所には必要な係を置きます。  
本所は、法人の運営、各種事業の企画・調整を行うとともに、所管地区における地域福祉の推進や介護保険事業等を行い、支所は、所管地区における地域福祉の推進や介護保険事業等を行います。
- 9 職員の身分については、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会の職員として引継ぐものとします。  
なお、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会の職員の給与については、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会の制度に合わせて調整します。
- 10 各種事務事業については、地域の特性に配慮を行い、格差の是正が必要なものについては、規程の整備等、合理的に事務事業が遂行できるような体制整備に努め、事務事業の調整、統合を行います。
- 11 会員会費については、必要に応じ規程の改正を行い、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会の例により調整、統合します。
- 12 地域福祉事業、ボランティアセンターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後再編します。
- 13 各種募金については、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会の例により調整、統合します。
- 14 介護保険事業や障害福祉サービス事業等については、現在の体制を基本として継続して実施します。
- 15 補助事業については、現在の事業展開ができるよう確保を図り、受託事業については、合併後速やかに統合し、統合できない事業については、経過期間を設け調整します。
- 16 指定管理者として指定されている施設については、合併後も指定管理者として施設の管理運営を行います。  
また、指定管理以外の施設についても、地域福祉推進の拠点となる本所、支所や在宅福祉サービス事業のサービスセンターであることから、合併後も使用できるよう行政と調整を行います。

## 社会福祉法人合併公告

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会は、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会と合併し、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会が合併後存続する法人となり、社会福祉法人岩舟町社会福祉協議会は解散する旨を、理事会及び評議員会で議決しましたので、合併につき異議のある債権者は、この公告掲載の日から平成26年3月10日までにその旨をお申し出ください。

平成25年12月26日

栃木県栃木市今泉町2丁目1番40号  
社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会 会長 小林 一成

栃木県下都賀郡岩舟町大字三谷1038番地1  
社会福祉法人 岩舟町社会福祉協議会 会長 海老沼一利